

会 議 録

会議の名称	第 5 4 回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分まで
開催場所	和泉市役所 3 階 3 A 会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：契約検査室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、主任 計 4 名
会議の議題	1. 報告案件 （1）前回の振り返りについて （2）入札・契約手続きの運用状況について （3）指名停止について （4）再苦情処理の状況について 2. 審議案件 （1）工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第 2 条第 1 号の工事等一覧表から、同基準第 3 条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。（審議対象期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの工事等入札案件）
会議の要旨	事務局から、前回の振り返り、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 報告案件

委員長～報告案件の内容について一括で説明願う。

（１）前回の振り返りについて

事務局～前回の指摘事項は特にありません。

（２）入札・契約手続の運用状況について

事務局～該当ありません。

（３）指名停止について

事務局～指名停止業者は４者ありました。

（４）再苦情処理の状況について

事務局～苦情処理案件は該当ありません。

委 員～（１）～（４）について、質疑なし

2. 審議案件

（１）工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和７年４月１日から令和７年７月３１日までに入札・契約した６６件のうち、委員が抽出した１０件について説明

・制限付一般競争入札案件（６件のうち、１件）

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が１億５,０００万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が９,０００万円以上、その他工事については設計金額が３,０００万円以上の工事が対象工事となる。

① 黒鳥山公園整備工事（Ｒ７－Ｒ８）

委 員～①について、落札者の評価点が高い理由は。

事務局～特別簡易型総合評価落札方式における評価基準において、元請の工事实績や技術者の実績等で評価点を算出しており、算出の結果として他の参加者より評価点が高くなっているものである。

委員長～制限付一般競争入札案件の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・公募型指名競争入札案件（３８件のうち、３件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ② 市立光明台北小学校防火設備外改修工事
- ③ 和泉市立旧保健センター及び和泉市立旧国府老人集会所除却工事
- ④ 伯太伏屋線外道路舗装工事

委員～②について、入札の際にどのような資料が提出されているか。

事務局～入札前には入札参加申請書、入札後には事後資格審査申請書の提出がある。事後資格審査申請については、当工事への配置技術者を申請するもの。

委員～③について、入札参加者が多い理由は。

事務局～解体工事の入札については、土木一式または建築一式工事の格付を受けるとともに、かつ、解体工事の建設業許可、経営事項審査点を有することを入札参加条件としており、その対象業者が多いことが要因である。

委員～落札者に解体工事の実績はあるのか。

事務局～解体に関する資格を持つ技術者を有することを確認しています。

委員～④について、入札参加条件は。また、参加可能な業者数は。

事務局～金額基準により、補装Bで格付された業者が参加対象で、24者が参加可能である。

委員～落札業者は他にも1件（公募型指名競争入札 No.38 伏屋唐国線道路舗装工事（いぶき野三丁目））、工事を落札している。技量はあるのか。

事務局～建設業の許可、必要な資格を有しており、問題はない。

委員～落札した2件の工事期間が重複するが問題ないのか。

事務局～本市では、建設工事の現場に配置する主任技術者、現場代理人は設計金額4,500万円未満の案件は2件までは施工上の問題はないものと考え、兼務可能としている。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（14件のうち、4件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ⑤ 市立鶴山台北小学校消防設備及び防火設備改修工事実施設計業務
- ⑥ 池上資材センター周辺整備工事実施設計業務委託
- ⑦ 市立芦部保育園及び鶴山台第一保育園除却工事設計業務
- ⑧ 府中信太山線予備設計等業務委託（R7-1）

委員～⑤について、32者を指名し、ほとんどが事前辞退、残った2者のうち1者

の入札額が予定価格を超過して高い。落札について疑わしい点はないか。
事務局～予定価格を超過し失格となった入札については、別案件への入札と誤って入札されたもので、単純な入札誤りであることを確認している。

事前辞退が多い事については、建築コンサルについて、業界の人手不足が影響しており、小規模な案件は特に入札辞退が多い傾向にある。

委員～⑥について、入札不調となった理由は。

事務局～本件について、建設コンサルとして発注をおこなったが、外構工事等の土木設計の要素が多いことが分かった。

なお、入札不調を受け、土木コンサル業務として再発注を行い、6/23 に再入札を実施し、業者決定している。

委員～⑦について、失格 1 者の理由は。また、最低制限価格と落札額に差がある理由は。

事務局～失格理由は、無断欠席。電子入札で入札がなかった。事前公表されている最低制限価格よりも高い価格での落札となった理由は、コンサル業務は人件費が多くを占め、削減が困難であることから、自社積算の結果、最低制限価格での応札が困難であったと考えられる。

委員～入札無断欠席について、理由は把握できているか。

事務局～問い合わせ等を行わないので理由は不明。入札不調の場合は理由を調査することもある。

今回のケースでは、指名した際には確認の返答があった。

委員～入札無断欠席について、故意かどうか疑わしい点はないか。

事務局～電子入札であり、業者同士の接触はないと考える。

委員～入札無断欠席について、ペナルティはあるか。

事務局～電子入札の場合は、システムの利用時間が 9 時から 5 時に限られ工事現場等での入札ができないこともあることからペナルティはない。しかし、郵便入札の場合は 6 か月以内に 2 回無断欠席があれば指名停止となる。

委員～⑧について、最低制限価格が事前公表されており、入札参加者に認知されているものと思われるが、入札額にバラツキがある理由は。

事務局～コンサル業務委託については、人件費がベースであるため、最低制限価格での応札が困難であったと考える。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・随意契約案件（8 件のうち、2 件）

⑨ 和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（2 期）実施設計業務

⑩ 北信太駅地下通路閉塞実施設計業務委託

委員～⑨について、随意契約とした理由は。

事務局～文化財建造物は一般的な建築物と異なり、通常のコンサル業者では設計ができない。文化財建造物についての実績が必要であること等から、本建造物の耐震診断、実施設計（1 期）を受託し、現場を熟知している業者と随意契約を行った。

委員～本業務の予算は当初予算か。

事務局～当初予算で計上され、予定されていた事業である。

委員～⑩について、随意契約とした理由は。

事務局～鉄道軌道下の工事設計業務を含み、既存の鉄道施設図面についてはテロや安全対策の面で認められた業者でないと閲覧できないことから、当該事業者と随意契約を行った。

委員～本業務の予算は当初予算か。

事務局～当初予算で計上され、予定されていた事業である。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上